

実態調査にもとづく生データを配布します!!

オーナー会社の「役員・幹部の処遇の仕方」

～役員報酬・給与・賞与・退職慰労金・退職金・保険・年金等について詳細データに基づき解説～

日時：2012年3月14日（水）13:30～16:30 会場：高崎商工会議所

講師：(有)川上労務センター[川上式賃金研究所] 所長 社労士・診断士 川上 金四郎氏

セミナーのねらい ◆対象◆ 主に中小企業の経営者、後継者、労務担当者の皆さま

「未上場のオーナー会社」は、その実態から判断すると「オーナーの幹部」と「非オーナーの幹部」という2種類の幹部がいるのではないのでしょうか？「オーナーの幹部」は個人保証をしているので万一の場合には家屋敷などすべてを失います。それに対して「非オーナーの幹部」はそこまでの責任を求められません。

このセミナーでは、“オーナー会社における従業員幹部”の処遇に関して講師が独自に調査した結果を元に、その処遇の仕方と留意点について実践的に解説します。

カリキュラム

I. 職位別の処遇に関する留意点

1. 専務取締役・常務取締役など専任の役付取締役の場合

- ①報酬は「役員報酬」のみとなるので「従業員給与」は支給されない
- ②雇用保険は原則として適用されない
- ③労災保険は原則として適用されない
- ④厚生年金・健康保険に加入できる

2. 取締役部長など使用人兼務取締役の場合

- ①報酬は「役員報酬」および「従業員給与」という2つに分けて支払われる
- ②雇用保険は原則として適用されないが、届出を公共職業安定所に出せば加入可能
- ③労災保険は原則として適用されないが、従業員性を具備していれば適用される
- ④厚生年金・健康保険に加入できる

3. 執行役員の場合

雇用保険・労災保険・厚生年金・健康保険に加入できる

II. 報酬の相場「ズバリ実在賃金(※)」による

1. 取締役の報酬

「社員出身の取締役」の年俸の相場(社員 300人未満の規模)

首都圏〇〇万円 愛知県〇〇万円

2. 部長・課長の報酬の相場

「部長・課長など管理職」の年俸の相場(社員 100人以上 300人未満の規模)

首都圏〇〇万円 群馬県〇〇万円

III. 従業員退職金および役員退職慰労金の払い方に関する留意点

1. 退職金規程および役員退職慰労金規程

- ①取締役に就任した時点で「従業員退職金」を支払うのが原則

- ②取締役時代は、役員退職慰労金に基づき支払うことが多い

2. 社外準備

- ①中小企業退職金共済、税制適格退職年金などの制度は取締役に就任時に退会するのが原則
- ②取締役時代は、通常は生命保険等で積み立てることが多い

IV. 出向に関する留意点

1. 出向すると、労災保険は「出向先」で担保する
2. 「出向先」で「取締役」に就任していると労災保険が適用されなくなる可能性がある

V. 励みになる管理職の給与体系作り <提案集>

提案その1

- ①「50歳 課長に年収700万円を払える会社になろう」
- ②管理職の役職手当は大きく設定するのが望ましい
- ③部下との逆転が生じないように、年末の賞与で調整しよう
- ④管理職であったとしても深夜勤務手当の支払いが必要

提案その2

- ①「従業員役員に年収1千万円を払える会社になろう」
- ②従業員役員は、「使用人兼務役員」と「専任役員」に区分する
- ③「使用人兼務役員」は、報酬を「従業員給与」と「役員報酬」に分ける
- ④「専任役員」は、雇用保険と労災保険の保障がなくなる点に注意する

提案その3

- ①「幹部に退職金を1千万円以上払える会社になろう」
- ②中小企業の一般社員の退職金は、定年まで勤めて〇〇万円が相場
- ③幹部には貢献度加算を加えて支払いたいもの
- ④役員就任時には、その時に従業員退職金を支払うもの
- ⑤役員就任後は、役員退職慰労金を支払う会社が多い

社労士・診断士 川上 金四郎

公的資金統計に疑問を持ち、群馬県内中堅企業の賃金実態調査を実施。H23年2月、22年版「群馬版ズバリ実在賃金」統計を2年掛かりでまとめる。賃金データの収集・調査にあわせて「賃金診断」を70社行なう。賃金体系・構成・水準・諸手当構成諸手当の金額・賞与の水準・賞与の総額決定・個人配分、人事評価、などの企画提案が得意分野。



【セミナー・講演】

- 「リーダー入門セミナー」…リーダーになって成長する人終わる人
- 「業績向上のための賞与の払い方」、「業績向上のための人事評価の仕組み」、「採用と退職の実務」
- 「社員ともめごとを起こさない就業規則の作り方・見直し方」、「真・報連相」コミュニケーション研修
- 業績向上のための、DISC行動傾向分析による「自己理解・他者理解」ほか多数

◆定員 20名 諸般の事情により受講をお断りすることがあります。

- * 税理士・社会保険労務士・コンサルタントの方はご遠慮下さい。
- * 申し込み先着順・指定席

◆受講料 一般 18,000円(資料代を含む消費税込)
 会員顧問先 9,000円

- ◆お申込手続
1. お申込方法…下記の「受講申込書」にご記入のうえ、FAXにてお送り下さい。同内容をEメールでお送り頂いても結構です。
 2. 受講料のお支払方法…受講申込書が弊社に到着後、請求書を郵送致しますので、当該記載の日までに受講料をお振込下さい。

会場案内

高崎市商工会議所2F 会議室
 住所: 高崎市問屋町 2-7-8 TEL: 027-361-5171

お申込・照会先

有限会社 川上労務センター
 [川上式賃金研究所]
 〒370-0036 群馬県高崎市南大類町 1366-3
 TEL: 027-352-4393 FAX: 027-352-4394
 URL: //www.syugyoukanri.jp/
 E-mail: info@syugyoukanri.jp

「ズバリ！実在賃金」とは、北見昌朗先生(愛知県名古屋市の賃金のコンサルタント)が提唱している賃金統計。全国50名を超える社労士が賃金情報の収集を実施している。 <http://www.zubari-tingin.com/>

お申込は、平成24年3月8日までに、このままFAXにてお知らせください。

FAX 027-352-4394

受講申込書		役員・幹部の処遇の仕方		2012年 3/14(水)	
◆ 該当する番号を○で囲んでください 1. 会員顧問先・賃金データ提供企業 2. 一般			受講料		円(名様分)
会社名			TEL	— —	
住所(〒)			FAX	— —	
業種・業態・扱い品			従業員	名	資本金 百万円
	氏名	所属・役職名	Eメールアドレス		
派遣責任者					
セミナー受講者					
セミナー受講者					
セミナー受講者					